

# 序 論

---

## 0-1. 環境基本計画策定の背景

本村では、村民の健康で文化的な生活を確保し、人類の福祉に貢献することを目的として、平成12年に「東海村環境基本条例」を制定し、平成14年3月に東海村環境基本計画（以下「第1次計画」という）を策定しました。

第1次計画の策定から10年が経過した平成24年に第2次東海村環境基本計画（以下「第2次計画」という）を策定しました。第2次計画の策定にあたっては、「とうかい環境村民会議」（以下「環境村民会議」という）を立ち上げ、村民・事業者が主体となって検討・実行する体制を作りました。第2次計画では「自然豊かな環境を一人ひとりが力を合わせて守り育て ライフスタイルを見直し 持続可能な社会を創造する」との理念を掲げ、「自然共生社会」「低炭素社会」「循環型社会」「生活環境」の4分野を中心的なテーマとして取り組みました。

第2次計画は平成24年度（2012年度）から令和3年度（2021年度）の10年間を計画期間としていましたが、東海村第6次総合計画（以下「第6次総合計画」という）を踏まえて策定及び進行管理を行うため、令和2年度（2020年度）から策定作業を始め、前倒しで第3次東海村環境基本計画（以下「第3次計画」という）を策定することとしました。

### ■第2次計画期間中の変化

第2次計画期間中、環境施策に関して大きな国際的な動きがありました。一つはSDGs（持続可能な開発目標）の採択、もう一つはパリ協定の締結です。

SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成27年（2015年）9月に「国連持続可能な開発サミット」にて採択された、2015年から2030年までの長期的な開発の指針です。「No One will be Left Behind」（誰一人取り残さない）をコンセプトに、17のゴールと169のターゲットで構成されています。各ゴールはそれぞれが繋がっており、特に環境施策と関連が深いゴール6、13、14、15は、健全な社会や活発な経済活動の基盤となるものです。

SDGsの登場によって、環境施策の重要性が改めて認識されると共に、あらゆる主体が持続可能な社会づくりに向けて取り組むことへの機運が大きく高まりました。



SDGs ウエディングケーキ  
出典：ストックホルム・レジリエンス センター

パリ協定は、2020年以降の地球温暖化対策の国際枠組みとして、平成27年（2015年）12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）にて採択されたものです。パリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」ことを全体目標とし、そのために世界全体で今世紀後半には人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていく方向が打ち出されました。

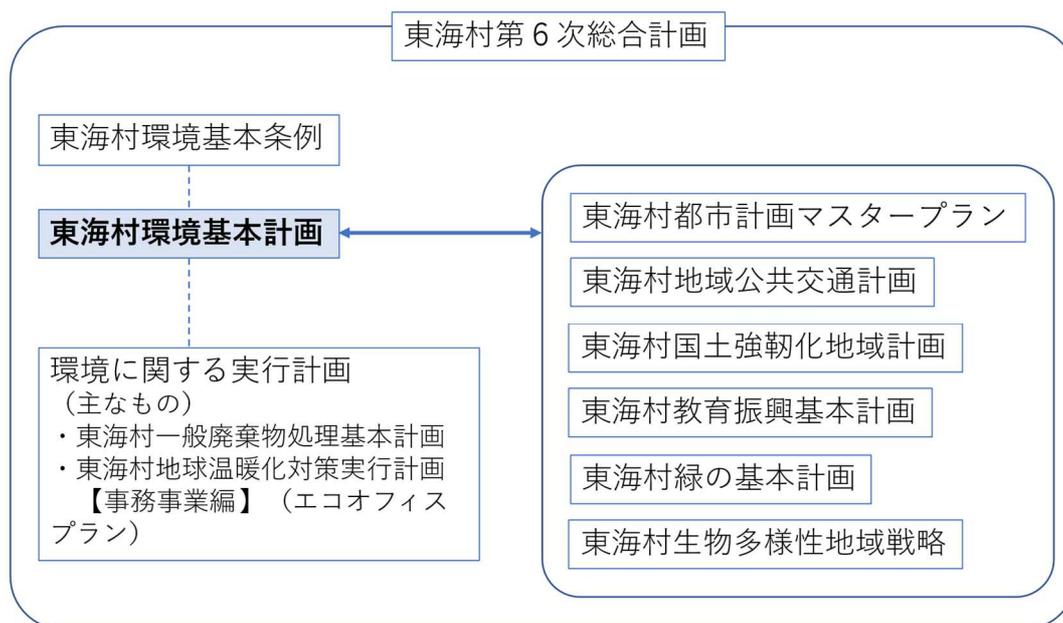
このことを受けて、日本政府も脱炭素（カーボンニュートラル）に向けて本格的に舵を取り始めており、基礎自治体の温暖化対策においても重大な政策課題になっています。

第3次計画では、こうした世界的な潮流をも踏まえ本村の環境施策の方向を定めることとします。

## 0-2. 環境基本計画の役割と位置づけ

環境基本計画は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための環境施策の基本方針であり、良好な環境の保全及び創造についての目標及び施策を具体的に示すものです。

第6次総合計画の目指す将来ビジョン“輝く SONZAI つながる TOKAI ~共に生き 共に育つ しなやかで活力あるまち~”を環境分野から実現するための個別計画として、環境に関わる施策についての基本的な方向を示し、環境に関わりを持つ諸計画との整合を図りながら推進するものです。同時に、第6次総合計画の各政策分野に対して、環境分野の重要な方針を提示する役割を持ちます。



### 0-3. 環境基本計画の対象範囲

第3次計画は、自然環境、都市環境、地球環境や身近な生活環境など、私たちを取り巻く環境全体を対象範囲とします。第2次計画で設定した「自然共生社会」「低炭素社会」「循環型社会」「生活環境」の4分野と、これらの基盤となる「持続可能な地域づくりを担う人材育成」を中心的なテーマとして取り組んでいきます。

| 分野     | 取り組み項目   |
|--------|--|
| 自然共生社会 | 里地里山の保全，貴重な動植物の保護・保全，動植物の生息・生育空間の結びつきの確保，生きものとの共生，樹林地の維持・改善，まちなかの「みどり」の保全・創出，身近な水辺環境の保全・改善，湧水，地下水の保全，海浜の自然の保全                    |
| 低炭素社会  | ゼロカーボンシナリオの構築，家庭，事業所における省エネ・創エネ機器の普及，家庭における低炭素化の支援，事業活動における低炭素化の支援，役場の率先行動，車の賢い利用，自転車の活用，公共交通サービスの維持，住民の支えあいによる移動手段の仕組みづくり       |
| 循環型社会  | エンカル消費の推進，家庭や事業所における資源の再利用，食品ロス対策，生ごみの減量化と利用の推進，循環型農業，地産地消の推進，資源リサイクル意識の向上や醸成，高齢者世帯のごみ分別・排出支援，紙ごみ分別の推進，資源回収拠点の整備，廃食油等の品質向上や用途の拡大 |
| 生活環境   | 食と水の安全確保，公害対策，不法投棄対策と環境美化，気候変動影響に関する予測情報の収集・共有と適応策の実践，良好な生活環境の形成，景観資源の保全と活用  |
| 人材育成   | E S Dの推進，身近な「現場」 <sup>1</sup> の活用，あらゆる場での環境学習の推進，地域人材の活用，人材・団体のネットワーク化   |

### 0-4. 環境基本計画の期間

第3次計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）の5年間とします。

---

<sup>1</sup> 本計画における「現場」とは、保全配慮地区をはじめとする環境活動の拠点や各校が農業体験を実施している農地など環境学習を實踐できる場所の他、地域人材を活用した校内外での学習機会を含む。